



2022年8月16日

各 位

会社名 京葉瓦斯株式会社
代表者名 代表取締役社長 羽生 弘
(コード番号：9539 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 常務執行役員 古市 聖一
(TEL：047-325-4612)

電気料金に関するお知らせ (「燃料費調整額の計算」の一部変更)

当社は、2022年9月1日付で電気料金プラン定義書別表の「燃料費調整額の計算」を一部変更することといたしましたので、お知らせいたします。なお、本変更の内容は、2022年10月分の電気料金より適用いたします。

記

1. 対象の電気料金プラン定義書別表

- ①マイホームあかり ②マイホームあかり・ライト ③サマリーポケットあかり
- ④サマリーポケットあかり・ライト ⑤マイホームあかり・8
- ⑥マイホームあかり・12 ⑦ビジネスあかり ⑧ビジネスちから
- ⑨マイホームあかり・e ⑩ビジネスあかり・e ⑪ビジネスちから・e
- ⑫スマモル賃貸プラン

上記12種類の低圧契約のお客さまが変更の対象となります。高圧のお客さまについては、個別契約の契約更新時より「燃料費調整額の計算」の一部変更を実施させていただき、更新月の電気料金より適用いたします。

2. 変更の理由

2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻などを理由に、世界的に燃料価格が高騰し、卸電力市場の価格も高騰しており、今後も継続することが見込まれています。こうした燃料価格の変動を適切に反映し、引き続き安定的な電力供給を行うために変更を行わせていただくものです。

3. 変更の内容

燃料費調整額の算定に用いる β (LNG) 係数を以下のとおり変更いたします。
現在の燃料価格の状況では、従来よりもお客さまのご負担が増えることとなります。

変更前 β : 0.4435

変更後 β : 0.5172

なお、 α (原油)、 γ (石炭) の係数変更はございません。

4. 今後の見通し

本変更による当期業績への影響は現時点では不透明なものの、一定程度収支への影響が発生することを見込んでおります。業績に与える影響について開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

なお、現在開示している業績予想においては、本変更による影響を織り込んでおりません。

以上

<ご参考> 料金プラン定義書 別表

1. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
 B = 各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
 C = 各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格
 $\alpha = 0.1970$ $\beta = 0.5172$ $\gamma = 0.2512$

また、各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

イ. 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times ((2)\text{の基準単価} \div 1,000)$$

ロ. 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times ((2)\text{の基準単価} \div 1,000)$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1キロワット時につき	0.232円
------------	--------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)①に規定する各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)②の規定によって計算された燃料費調整単価を当社ホームページに掲載します。